

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「医療ヘルスケアの未来をつくる」というミッションのもと、医療ヘルスケア領域において各種インターネットサービスを開発・提供しております。

当社グループは、中長期的な企業価値の向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要課題であると認識しております。コーポレート・ガバナンスの基礎となる経営上の意思決定の公平性・透明性を向上させるためには、取締役の業務執行に対する監督機能を充実させること、及び迅速かつ適正な情報開示体制を構築することが不可欠であると考え、それに即した社内体制の構築に取り組んでおります。

その一環として当社グループは、経営の効率性確保のため、事業の拡大に合わせて組織体制を適時に見直し、各組織部門の効率的な運営及び責任範囲の明確化を目指しております。今後も企業利益と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、株主その他の全てのステークホルダーの利益に資する経営の実現及び企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則については、その全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社グループは、株式の政策保有は行っておりません。

今後についても、対象企業との長期的・安定的な関係の構築・強化が当社グループの中長期的な企業価値向上に寄与すると判断される場合であって、株式の政策保有が必要かつ合理的である場合に限り、当該株式の政策保有について検討し、政策保有の是非について取締役会での適切な判断を実施いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引の実施については、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、関連当事者取引規程及び職務権限規程の定めるところに従い合理的な判断を行った上で、これを実施しております。関連当事者取引の内容については、各種法令等の定めるところに従い、有価証券報告書等において適切な開示を行っております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループは、企業年金制度を導入しておりません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

() 会社の経営方針や経営戦略、経営計画

当社グループは、「医療ヘルスケアの未来をつくる」というミッションのもと、医療ヘルスケア領域において各種インターネットサービスを開発・提供しております。インターネット技術等を活用して医療ヘルスケア領域のデジタルトランスフォーメーションを推進し、患者と医療従事者の双方にとって納得できる医療を実現することを目指しております。

当社グループは、長期フリーキャッシュ・フローの最大化を重視しており、現在はその源泉となる売上高及び売上総利益を大きくするフェーズであると考えております。その中期目標として、2025年売上高230億円というマイルストーンを設定し、積極的な投資により早期達成を目指しています。具体的には売上高を「顧客事業所数」×「ARPU(Average Revenue Per User - 当社グループの顧客事業所当たりの売上額)」に分解し、「顧客数の最大化」と「ARPUの継続改善」に取り組んでおります。これらのために、継続的な顧客獲得に加え、当社グループの顧客によるサービス利用率の向上や、プロダクトラインナップの強化に積極的な投資を行っていきます。

() コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「I. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役の報酬等の決定方針については、本報告書の「II. 1. [取締役報酬関係]」に記載しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社グループの事業規模に応じて、過去の経歴を勘案の上、コーポレート・ガバナンスを通じた当社グループの企業価値の向上に資する人材を、社内・社外問わず選任しております。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社グループは、全ての取締役及び監査役候補者の個別の選任理由について、株主総会招集ご通知(参考書類)においてその詳細を記載しております。

【補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社グループは、法令または定款に規定するもののほか、「取締役会規程」において付議すべき事項を定めております。その他の事項については、「職務権限規程」及び「職務権限表」において、取締役会、代表取締役、管掌取締役等の意思決定機関及び意思決定権者が有する権限の範囲について明確に定めております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社グループは、独立社外役員の独立性判断基準を定めており、本報告書の「Ⅱ.1.【独立役員関係】」に記載しております。

【補充原則4-11-1. 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社グループの事業規模に応じて、過去の経歴を勘案の上、コーポレート・ガバナンスを通じた当社グループの企業価値の向上に資する人材を、社内・社外問わず選任しております。また、取締役会のバランスに配慮し、社外取締役を4名登用することで、当社グループの経営に対する監督と助言を行っていただいております。

【補充原則4-11-2. 取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況】

当社グループは、各取締役・監査役の主要な兼任状況を、有価証券報告書及び株主総会招集通知添付書類等に毎年開示しています。なお、いずれの兼任についても、当社グループの役割と責務を適切に果たせる時間と労力を十分に確保できる兼任状況であることを確認しております。

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性に係る分析・評価の概要】

当社では、コーポレートガバナンス・コードに基づき、取締役会の実効性に関する評価を実施いたしました。

【評価方法】

当社は、2020年11月に全取締役(8名)及び全監査役(4名)に対し、取締役会の構成、運営状況及び審議内容、並びにその他当社の取締役会が会議体として実効性を発揮できているか等に関する各種項目について記名式アンケートを実施し、各評価項目について5段階評価を行うとともに自由記述欄を設けました。また、社内事務局にてこれを集計し、取締役会において評価結果を報告の上、記名式アンケート結果に基づいた取締役会のあるべき姿及び現状についての議論を行い、今後の取組課題に関する審議を行いました。

【アンケート項目】

実効性評価アンケートの大項目は以下のとおりです。

- ・取締役会の構成、運営体制に関する事項
- ・取締役会の議題に関する事項
- ・中長期計画、戦略に関する事項
- ・指名、報酬に関する事項
- ・コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

【評価結果の概要及び今後の取組課題】

当社取締役会は、実効性評価アンケートの結果を受けて議論した結果、取締役会の実効性は概ね適切に確保されていると判断いたしました。一方、以下の3点を今期の重点課題と認識し、改善に向けた対応を行ってまいりました。

- ・役員報酬制度及び任意の報酬諮問委員会設置の検討(業績連動報酬の導入検討を含む)
- ・独立社外取締役の選定基準の策定及びその活用
- ・経営陣(業務執行取締役又は執行役員等)の選任基準とプロセスの策定及びその透明化(業績評価の手続・制度の導入及び指名諮問委員会の設置を含む)

【今後の対応等について】

今般の取締役会実効性評価の結果及び各役員からの様々な意見を踏まえ、取締役会全体の実効性を更に高めていくため、今後も継続的な取り組みを行ってまいります。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社グループは、社外取締役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各社外取締役の状況に応じた機会を提供しております。

また、取締役及び監査役がその役割や責務を果たすため、会社の費用負担により、外部セミナーや勉強会等への参加を推奨し、継続的に必要な知識を取得できる機会を提供することとしております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主及び投資家の皆様に対して、透明性の高い情報開示に努め、建設的な対話に基づく長期的な関係性を作り上げていきたいと考えております。

この考え及び当社の「ディスクロージャーポリシー」に基づき、取締役CFO管掌部署を担当としてIRを推進しており、関連部署との相互連携により、株主及び投資家の皆様への情報開示体制の強化を図っております。すべてのステークホルダーの皆さまに、会社情報の公平かつ適時適正な開示を継続的に行うことを定めております。

「ディスクロージャーポリシー」URL: <https://www.medley.jp/ir/disclosure-policy/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
瀧口 浩平	5,962,600	19.30
豊田 剛一郎	3,455,800	11.18

CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S.A. / CUSTOMER ASSETS, FUNDS UCITS	2,200,000	7.12
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,151,550	3.72
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	1,055,800	3.41
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	859,900	2.78
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	813,532	2.63
MSIP CLIENT SECURITIES	766,583	2.48
BBH FOR UMB BANK, NATIONAL ASSOCIATION - OBERWEIS INT OPP INSTITUTION FD	685,400	2.21
THE BANK OF NEW YORK, NON - TREATY JASDEC ACCOUNT	671,000	2.17

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 「大株主の状況」は、2020年12月31日現在の状況を記載しております。
2. 当社は、自己株式は所有していません。
3. 2020年6月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ポーラー・キャピタル・エル・エル・ピーが2020年6月17日現在で1,130千株(株券等保有割合4%)の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社としては当事業年度末における実質所有株式数を確認することができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
4. 2020年9月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者1社が2020年9月15日現在で1,331千株(株券等保有割合4.41%)の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社としては当事業年度末における実質所有株式数を確認することができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	更新11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	更新4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新4 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高野 秀敏	他の会社の出身者								○			
古谷 昇	他の会社の出身者											
岩瀬 大輔	他の会社の出身者											
星 健一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

高野 秀敏	○	高野氏が代表取締役を務める株式会社キープレイヤーズ及び株式会社エージェンツとの間で、当社従業員の採用のための人材紹介業務を委託する人事コンサルティング契約及び人材紹介業務委託契約を締結しております。定型的な取引であること、継続的な取引でないこと、取引の規模等に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。同社と当社との間における2020年度の取引実績はございません。	高野氏は、採用及び人事領域における経験と見識を活かして、2009年より社外取締役として当社の意思決定に携わり、特に人材プラットフォーム事業や組織体制についての助言を行って参りました。また、当社の取締役報酬に係る任意の諮問委員会の委員も務めており、当社グループ経営体制の更なる強化のために、社外取締役として選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、当社が制定する独立性判断基準を充たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
古谷 昇	○	該当事項はありません。	古谷氏は、コンサルティング業界における経営経験や上場企業における社外取締役経験を活かし、2018年より社外取締役として当社の意思決定に携わり、特にガバナンス強化や経営戦略についての助言を行って参りました。また、当社の取締役報酬に係る任意の諮問委員会の委員も務めており、当社グループ経営体制の更なる強化のために、社外取締役として選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、当社が制定する独立性判断基準を充たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
岩瀬 大輔	○	該当事項はありません。	岩瀬氏は、国内企業及びグローバル企業における経営経験と見識を活かして、経営戦略や経営体制についての助言を期待するとともに、当社の意思決定に携わっていただくべく、社外取締役として選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、当社が制定する独立性判断基準を充たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
星 健一	○	該当事項はありません。	星氏は、グローバル成長企業における経験と見識を活かして、組織運営や事業戦略についての助言を期待するとともに、当社の意思決定に携わっていただくべく、社外取締役として選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、当社が制定する独立性判断基準を充たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

当社では、取締役の報酬を決定する取締役会に先立ち、取締役の個別報酬額について以下の概要に記載する報酬諮問委員会の諮問を受けることを定めています。

(報酬諮問委員会の概要)

1. 報酬諮問委員会規程の定めるところに従い、独立社外取締役及び取締役会の決議により選任された取締役で構成する。
2. 委員の員数は3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とする。
3. 委員長は、取締役会の決議によって独立社外取締役の中から選任する。
4. 報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬額等の内容、その他必要な基本方針、規則及び手続等の制定に関して審議を行い、取締役会に対して助言・提言を行う。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社グループの監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としており、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体の質の向上を図ることを目的として相互に連携しております。具体的には、監査役会として、内部監査室から内部監査の状況に関して報告を受けるとともに、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。さらに、監査役会、会計監査人及び内部監査担当者による四半期に一度の定期的な会合の開催により、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤 啓一	他の会社の出身者													
蒲地 正英	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

加藤 啓一	○	該当事項はありません。	加藤氏は、長年にわたり培ってきたビジネス経験を当社の経営の監視に活かされることを期待し、社外監査役として選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、当社が制定する独立性判断基準を充たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
蒲地 正英	○	該当事項はありません。	蒲地氏は、長年にわたり培ってきた専門家としての経験を当社の経営の監視に活かされることを期待し、社外監査役として選任しております。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に示される事項に該当せず、当社が制定する独立性判断基準を充たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名
---	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役の独立性判断基準を次のとおり定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しないと確認される場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

本基準において「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、及び使用人等をいう。

1 当社業務執行者

当社又は当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」という。）の業務執行者

2 主要取引関係者

(1) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者

- 「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループに対し行った者をいう。

(2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者

- 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループから受けた者をいう。なお、その者が連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高に代え、その者の年間単体売上高を基準とする。

(3) 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者

- 「当社グループの主要な借入先」とは、当社グループの借入額が、直近事業年度末の当社グループの連結総資産の2%を超える借入先をいう。

3 外部専門家等

当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

- 「多額の金銭その他の財産」とは、専門的サービスを提供する者が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、直近事業年度において年間1千万円を超えるときをいい、専門的サービスを提供する者が法人、組合等の団体の場合は、当社グループから受け取った当該財産の合計額が、直近事業年度において当該団体の年間連結売上高もしくは年間総収入額の2%または1千万円のいずれか高い方の額を超えるときをいう。

4 議決権保有者

(1) 当社総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者

(2) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者

5 寄付又は助成を受けている者

当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者

- 「多額の寄付又は助成」とは、年間1千万円以上の寄付又は助成をいう。

6 過去該当者

(1) 上記1に過去10年間に於いて該当していた者

(2) 上記2ないし5に過去3年間に於いて該当していた者

(3) 上記1ないし5のいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

- 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部門責任者等の重要な業務を執行する従業員をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社グループの中長期的な成長及び企業価値向上と、付与対象者の受ける利益を連動させ、付与対象者の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。また、2021年3月26日開催の第12期定時株主総会において、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の利害共有を進めること等を目的として、取締役(社外取締役を除く。)を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

上記付与対象者に対して、当社グループの事業推進において重要な役割を果たすことが予想される、又は期待される者を選定しストックオプションを付与することで、業績向上へのインセンティブを高めております。また、新規採用時においてもストックオプションの付与を報酬の一内容とすることで優秀な人材を確保するため、ストックオプションの付与を行っております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬について

a. 報酬の決定方針及び決定方法

当社の取締役の報酬等の基本方針の決定権限を有する者は取締役会であり、当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、以下を「取締役報酬の基本方針」として決議しております。

() 当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

() 社内(業務執行)取締役の報酬の決定方針は、以下のとおりとする。

基本方針

当社のミッションである「医療ヘルスケアの未来をつくる」に向けて前進し、中長期的な企業価値の向上に対して適切なインセンティブを与えられる制度とする。

バランス

過度なリスクテイクを志向する制度とならぬよう、基本給と業績に連動した報酬の適切なバランスを志向するものの、成長性の確保に重点を置き、基本報酬に対する業績連動報酬の割合については、同業種他社の水準と比較して業績連動報酬の比率を高くする。

報酬総額

同等程度の規模(売上高、時価総額、従業員規模等)の同業種の企業との比較においてトップクラスの報酬水準とし、優秀な人材が確保できる制度とする。

基本報酬

基本給については、各取締役の市場価値、各種統計資料とのベンチマーク比較等も参考にしながら決定を行う。

業績連動報酬

業績に連動する報酬については、中長期での企業価値向上へのインセンティブを重視するために、単年度の業績に連動するいわゆる業績連動賞与は導入せず、株主と経営陣での利害関係が共有される株価連動報酬(株式報酬)を採用する。

() 社外取締役の報酬の決定方針は、以下のとおりとする。

取締役の業務執行の監督という役割を踏まえて取締役ごとに個別に決定を行う。

独立性の観点から、業績に左右されない現金固定報酬のみとし、ガバナンスの役割期待及びリスクに見合った報酬額とする。

当社では、取締役の報酬を決定する取締役会に先立ち、取締役の個別報酬額について以下の概要に記載する報酬諮問委員会の諮問を受けることを定めています。

(報酬諮問委員会の概要)

報酬諮問委員会規程の定めるところに従い、独立社外取締役及び取締役会の決議により選任された取締役で構成する。

委員の員数は3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とする。

委員長は、取締役会の決議によって独立社外取締役の中から選任する。

報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬額等の内容、その他必要な基本方針、規則及び手続等の制定に関して審議を行い、取締役会に対して助言・提言を行う。

監査役報酬について

2020年3月27日開催の第11期定時株主総会において、年額40万円以内と決議しており、当該決議時点の対象となる監査役の員数は4名です。各監査役の報酬額については、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートはコーポレート本部にて行なっております。取締役会付議事項につきましては、コーポレート本部より資料を事前に配布し、検討をする時間を十分に確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、必要に応じて適宜、電子メールや電話などにより情報伝達を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

○企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により経営の最高意思決定機関である取締役に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行又は取締役から独立した監査役及び監査役会に、取締役会への監督機能を担わせることで、適切な経営上の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しております。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関わる機関は以下のとおりです。

a. 取締役及び取締役会

当社は取締役会設置会社であり、取締役会は取締役11名(うち社外取締役4名)で構成され、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は原則として毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。

b. 監査役及び監査役会

当社は監査役会設置会社であり、当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名(いずれも社外監査役)の合計3名で構成されています。監査役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催することとしています。

監査役は、取締役の職務の執行を監査するため、取締役会及びその他の重要な会議へ出席するほか、各取締役及び重要な使用人との面談及び各部門に対する業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。各監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従って、監査を実施しています。

全監査役が、取締役会に出席し、必要に応じて意見を陳述するとともに、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、会計監査人からの会計監査(レビュー)結果の報告や、内部監査室からの内部監査実施状況の報告を受けています。

常勤監査役は、取締役会以外の重要会議にも出席し、重要書類を閲覧し、必要に応じて随時、各取締役や従業員へのヒアリングを実施し、各部門からの報告を受ける等により、監査を実施しています。

c. 内部監査

当社では内部統制の有効性及び業務実態の適正性について、内部監査室(2名)が各部門から独立した社長直轄組織として、年間内部監査計画に基づき、全部門及び子会社を網羅するよう内部監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。

代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告を提出させることとしております。なお、内部監査室は、内部監査の状況等について、随時、監査役及び会計監査人と連携しております。

d. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から適時適切な会計監査を受けております。当該監査法人及び当社監査に従事する当該監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、EY新日本有限責任監査法人に所属する齊藤直人、矢部直哉であります。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計士試験合格者7名、その他19名であります。

なお、当該監査法人の業務執行社員の監査年数は6年です。

○リスク管理に係る体制の整備状況

当社グループは、リスク管理体制の整備を目的として「リスク管理規程」を定め、当社グループ内外で想定されるリスクの管理に関してその防止及び会社損失の最小化を図るために当社の常勤取締役陣により構成される「リスク管理委員会」を独立の委員会組織として設置し、リスクの把握、対応策の検討、対応策の実行及びそのモニタリングに努めております。また、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図るとともに、社内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容はコンプライアンス担当部門により適時適切に対応することとしております。また、監査役監査や内部監査の実施によって、リスクの発見に努め、必要に応じて、弁護士、会計士、税理士、社会保険労務士等の専門家にリスク対応について助言を受けられる体制を整えております。

○責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、取締役会における経営上の意思決定の合理性・迅速性を確保しつつも、内部監査室及び監査役会による十分な牽制体制を構築し、企業経営の健全性・透明性を確保することを目的として、上記の企業統治体制を採用しております。なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任し、その経験・知識等を活用し、独立・公正な立場から取締役の職務執行への監視機能を受けることにより、経営への監視機能を強化しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、決算業務の早期化を図り、法定期日の1営業日前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては他社の集中日を避けるよう留意してまいります。また、可能な限り株主の皆様との建設的な対話を図るため、物理的にもアクセスがよく出席しやすい場所を確保するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン等によるインターネットを通じた議決権行使を受け付け、株主の皆様が議決権を行使できる環境を整えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2019年12月期の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2019年12月期の定時株主総会より、英文の招集通知(狭義の招集通知)を作成し、東京証券取引所ホームページ、機関投資家向け議決権行使プラットフォーム、当社ウェブサイト(https://www.medley.jp/ir/)に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト(https://www.medley.jp/ir/disclosure-policy/)にディスクロージャーポリシーを掲載し、「情報開示の基準」「情報開示の方法」「インサイダー取引の未然防止」「沈黙期間」「社内体制の整備」について記載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表日同日に、アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役やその他の取締役等が参加する形で当社グループの業績や経営方針を説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	電話会議や個別面談によるIRを適宜実施しており、今後は海外投資家向けの説明会・カンファレンスへの参加を毎年数回程度実施することを予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト(https://www.medley.jp/ir/)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役CFO及びその管掌する部署が担当となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、株主・投資家・顧客をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要と考え、適時開示マニュアルの制定やフェア・ディスクロージャー・ルールへの対応準備等を行い、ステークホルダーに対して適時適切、かつ公平な情報提供を行うよう努めております。 また、当社グループにおけるコンプライアンスを徹底し、健全な倫理観に基づき社会的責任を果たす体制を構築することを目的として、コンプライアンス規程を制定し、以下の事項を定めております。 ・法令の遵守と社会規範に則した行動 法令や社会規範を正しく理解し、これを遵守する。 ・適正な情報提供 サービスの内容・性質を当社サービス利用者に適切に理解させるため、広告・情報提供に関連する法令を遵守して適正に情報を提供する。 ・経営情報の開示 株主、投資家等に対して、財務内容、事業活動等の情報を法令の定めに従い適正に開示する。 ・インサイダー取引の防止 当社及び関係会社、又は取引先における公表されていない重要情報を利用した株式等の取引を未然に防止する体制を構築する。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、「医療ヘルスケアの未来をつくる」をミッションとして、事業とプロジェクトを通じて医療ヘルスケア領域における社会課題と向き合い、より豊かで、持続可能な社会を目指すための取り組みを行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、経営の透明性を確保するため、適時適切な企業情報の開示に努めることを基本方針としております。情報の開示にあたっては、金融商品取引法等の諸法令で開示が義務付けられる情報及び東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報のほか、すべてのステークホルダーの皆様当社をご理解いただくために有用と判断される情報についても、積極的かつ規律を持った情報開示に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、以下に記載する内部統制システムの基本方針を策定し、業務を適切かつ効率的に執行するために、社内諸規程により職務権限及び業務分掌を明確に定め、適切な内部統制が機能する体制を整備しております。

- a 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ、法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として当社グループに適用される「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの取締役及び使用人に対してコンプライアンス体制に関する周知・教育活動を行うとともに、当社のコーポレート本部が中心となってコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ロ、当社グループに適用される内部通報制度を設け、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
 - ハ、当社グループの取締役の業務執行が法令・定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役による監査を実施する。監査役は、当社グループの業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう当社の取締役会に勧告し、状況により当社の行為の差止めを請求できる。
 - ニ、内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループの各部門における法令遵守、財産管理その他の状況を監査し、同規程に従った報告、改善勧告を行う。
 - ホ、「コンプライアンス規程」に基づき、反社会的勢力との関わりを一切持たず不当な要求を排除することを行動規範とし、これを当社グループの取締役及び使用人に対して周知する。
 - ヘ、当社グループの取締役及び使用人による法令及び定款その他の社内規程への違反行為については「コンプライアンス規程」及び各種就業規則に基づき懲罰等を含む適正な処分を行う。
- b 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループの取締役は、「文書管理規程」に従い、当社グループの取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社グループの取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ、当社グループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するためのリスク管理規程を整備し、コーポレート本部管掌取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、網羅的に各部門において把握されたリスク事項に対して、影響、発生可能性に鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
 - ロ、当会社のコーポレート本部が主管部署となり、当社グループの各部門との情報共有及び定期的な協議等を組織横断的に行いリスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程に基づき対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該事態に対して適切かつ迅速に対応する。
 - ハ、リスクマネジメント活動における意思決定はリスク管理規程に基づき組成されるリスク管理委員会において行い、その内容を定期的に取締役会において報告する。
- d 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ、当社グループの取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ロ、当社グループの各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき各種権限及び業務の移譲・分掌を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
 - ハ、当社グループの取締役の職務執行にあたっての必要な決裁等の手続及び職務分担の合理性を検証し、また職務執行に必要な使用人の員数の過不足を把握し、改善を図るために内部監査による体制の把握、検証を行う。
- e その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - イ、関係会社管理規程に基づき、コーポレート本部が子会社の管理を行う。
 - ロ、子会社は、子会社の経営全般に関する重要な事項等について、関係書類をコーポレート本部に提出し、コーポレート本部長は子会社の事業を管掌する管掌取締役へ報告するとともに、協議を行う。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議の上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- g 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - イ、監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、当会社の取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - ロ、当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- h 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは「内部通報規程」に基づき、監査役への報告を行なった当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- i 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- j その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査人と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。そのために「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、社内にも周知徹底することにかかる体制を整備し、経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、コーポレート本部が対応を一元的に管理し組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。新規取引を行う際には、規程及びマニュアルに基づき日経テレコン等を利用した反社チェックを行うとともに、新規取引を行う場合の契約条項には、反社会的勢力の排除に関する条項を記載することとしております。

その他

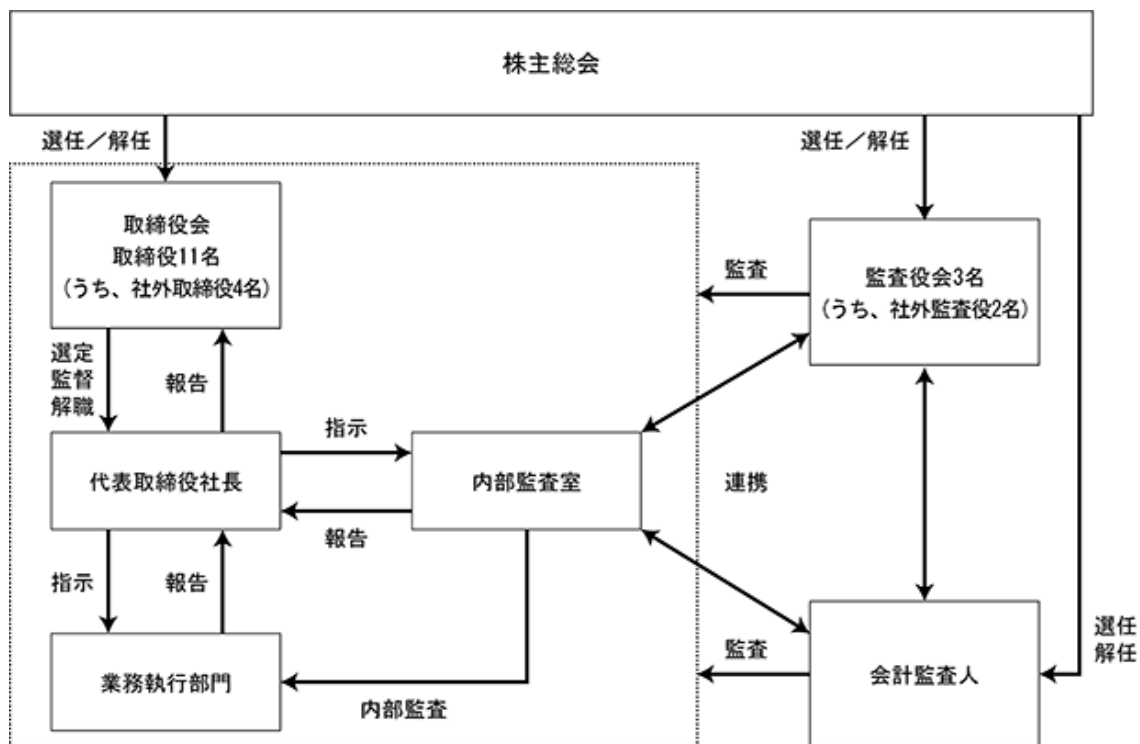
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



①決定事実

②発生事実

③決算情報

④その他情報

